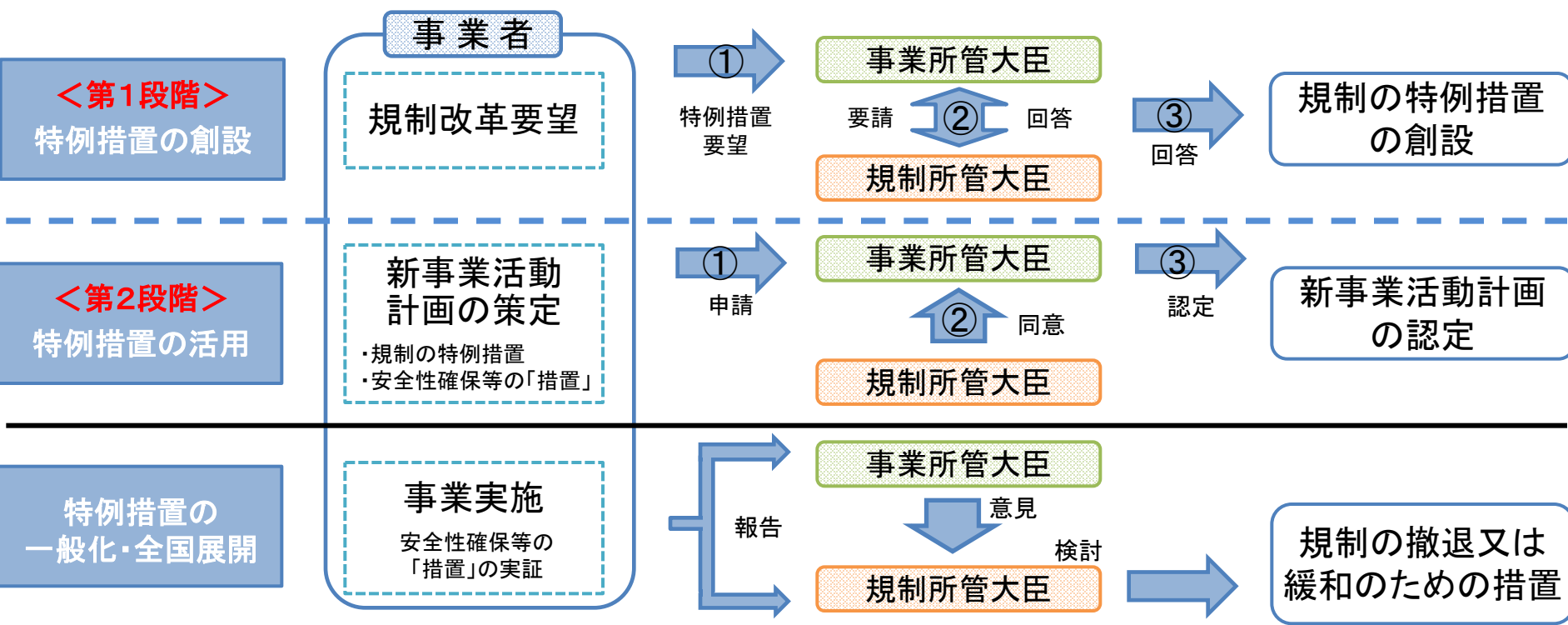


企業実証特例制度 < 制度の概要 >

- 新事業活動を行おうとする事業者が、その支障となる規制の特例措置を提案。
- 提案の内容を検討した上で、安全性等の確保を条件として、「企業単位」で、規制の特例措置の適用を認める制度。

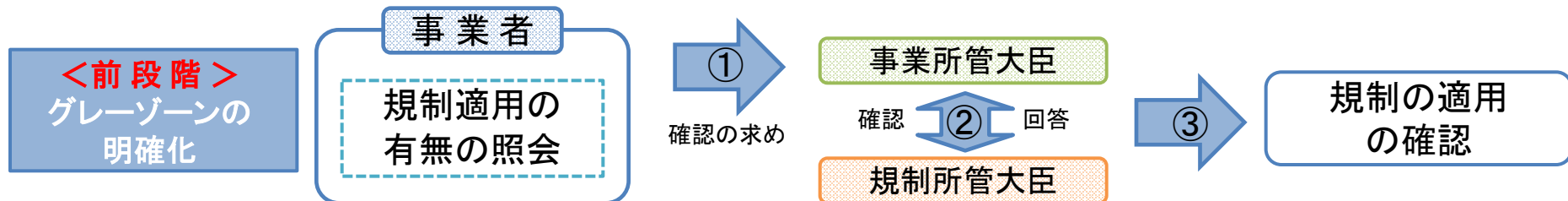


制度のポイント (Key Points of the System)

- 事業所管大臣が、意欲ある事業者の新たな挑戦を支援する立場に立って、規制所管大臣との協議を行う。
- 事業所管大臣が事業者をサポートするため、特に、経験や人材が少ない中小企業にとって有益。
- 「産業競争力の強化」と「規制が求める安全性等の確保」の同時実現を目指す。
- 原則、1ヶ月以内で回答。1ヶ月以内に回答が出来ない場合には、1ヶ月毎にその理由を申請者に通知する。

グレーゾーン解消制度〈制度の概要・流れ〉

事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる制度。



制度のポイント

- 事業所管大臣が、意欲ある事業者の新たな挑戦を支援する立場に立って、規制所管大臣と協議を行う。
- 仮に、確認の結果、規制の対象であることが明らかになった場合、事業所管大臣は、事業者の意向を踏まえつつ、
 - ① 「企業実証特例制度」を活用し、規制の特例措置を提案する、あるいは、
 - ② 規制に抵触しない形に事業計画を変更することを含め、きめ細かい指導・助言を行う。
- 事業開始後における規制所管大臣又は利害関係者とのトラブルリスクを未然に回避。

制度の流れ

- ① 事業者は、照会書に必要事項を記入し、事業所管大臣に申請。
- ② 申請を受けた事業所管大臣は、規制所管大臣に規制の適用の有無を確認。規制所管大臣は、事業者の具体的な事業計画に即して、規制の適用の有無を判断し、事業所管大臣に回答。
- ③ 規制所管大臣の回答は、事業所管大臣から事業者に通知。